

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第32号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年9月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第6条第2項で保存期間が1年以上の公文書は当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算しての1年となっている。しかしながら、令和4年9月12日〇〇第15544号の公開請求拒否決定通知書において、文書保存期間が過ぎているとし、文書が不存在との通知があったが、これは同規則の条項に反し文書を廃棄等を行ったことになる。よって、廃棄が適切であったことを示す、根拠法令並びに同条項及びこの特異な処理を行うにあたって公文書管理上適切な措置で有ったとする、意思決定の理由や根拠及び経過並びに決裁者等を示す決裁文書またはメモを含む根拠書面等」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年9月30日、実施機関は、令和4年9月12日付け〇〇第15544号の公開請求拒否決定通知書に示した公文書は、徳島県公文書管理規則別表の六の「その他一年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当し、取得した後、同規則第9条に基づき、公文書の廃棄を実施し、文書不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分を行った。

しかし、本件請求の内容の一部について、公開すべき文書が公開できていなかったとして、令和5年1月11日、実施機関は、条例12条第1項の規定により、「廃棄が適切であったことを示す根拠法令」に該当する公文書として徳島県公文書管理規則の条文を公開し、その他の請求に係る公文書については、令和4年9月30日付けの公文書公開請求拒否決定と同様に文書が不存在であるため、公開した文書以外の請求内容全てについて同条第3項の規定により請求を拒否する公文書公開変更決定処分を行った。

3 審査請求

令和4年10月5日、審査請求人は、実施機関が令和4年9月12日付けで行った公文書公開請求拒否決定処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

また、令和5年1月27日、審査請求人は、実施機関が同月11日付けで行った公文書公開変更決定処分についても審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 令和4年10月5日付けで提出のあった審査請求書における主張

趣旨及び理由については、相互に関連し、重複する場合が多いので、一括して記述する。まず、本件請求を行ったのは、令和4年9月19日である。次に、「公文書等の管理に関する法律」の第4条で行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」としている。そして「第5条で整理」、「第6条で保存」等の規定を定め、第34条（地方公共団体の文書管理）地方公共団体では、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」としている。よって、県において未策定であっても本法律の趣旨を遵守し業務を行う必要がある。また、「徳島県公文書管理規則」の第3条（公文書の管理の原則）第2項で公文書は、ていねいに取り扱うとともに、適切に保存し、常にその所在を明らかにしておかなければならないとしている。

そこでまず、2021年7月20日付けの保健所長あての文書は説明責任を果たすよう求めた陳情である。（*1）に陳情の解釈を示したので確認いただきたい。そして、「徳島県公文書管理規則」「別表（第6条関係）」四の「8 請願又は陳情に関する公文書」で保存期間は3年（除外規定は定ない。）と定められている。よって、公文書の不存在など、あってはならないことであり、徳島県公文書管理規則違反である。

（*1）陳情とは、国や地方公共団体などの公共機関に対して、その実情を訴え、一定の措置を行うよう（または行わないよう）要望する行為のことであり、陳情書と明記するかどうかは、議会のように様式指定されておらず、かつ、別表では陳情書と明記されていない。つまり様式等はない。また、書式についても何ら指摘も受けていない。

次に、2021年10月27日等のメール文は、照会並びにその件についての回答請求であり、別表（第6条関係）の通知、照会、回答その他これらに類する公文書（*2）で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」は1年となっている。ここで、各メールでの回答要求等は先に述べた保健所長あての陳情と密接不可分の関係にあり、陳情の保存期間は3年でありかつ未処理状態である。

（*2）通知、照会、回答に限定されていない。

この陳情の保存期間内でありかつ未処理の案件であることから、メール文に関して、軽易なものとは判断することはあり得ない。よって未処理状態を解消しない限り公

文書を廃棄することはあってはならない。

それは、第10条（公文書の廃棄の特例）では、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、廃棄してはならないと明記されている。

一 現に監査、検査等(*3)の対象となっているもの 当該監査、検査等(*3)が終了するまでの間

(*3)上記のとおり、監察、検査だけに特定されておらず、それ以外も対象となる。

三 現に係属（ある事が他の事に関係していること。）している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して..... 1年間

四 徳島県情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求があったもの 同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

と規定しており、一、三及び四の各号に該当する。今回の審査請求人の提出した本件事案は、情報公開、審査請求等も、ほぼ同時系列的に行われており、そのスタート（根本）は、保健所あての照会から始まっている。

よって、当該公文書の廃棄はあってはならず、公文書等の管理に関する法律の趣旨に反し、かつ徳島県公文書管理規則に違反する行為である。

このことから、陳情、照会並びに回答要求について公文書等管理に関する法律並びに徳島県公文書管理規則の趣旨に立ち返り、説明責任を果たすことを求める。そして、今回、公文書を何時の時点で軽易なものとして判断し、何を根拠に誰が指示し処分したのかの説明を求める。

一方、審査請求人が、再三の照会等について全く回答を行っていないこと。つまり未処理案件のままであり、なぜそれが特に軽易なものとなるのか説明を求める。

以上のとおり、今回の公文書公開拒否決定に示す公開を拒否した理由については全く根拠がない。よって、本決定通知書の撤回と、2021年7月の時点に戻り、陳情照会内容等を理解の上、正しい対応を求める。

また、照会は2021年10月27日だけでなく、10月29日、2022年3月18日、3月30日、5月9日と断続的に照会等に対する回答を求めており、2021年10月27日だけにとどまるものではない。つまり、照会等に対する回答を求めることは2022年5月9日まで続いている。また、この件に関連して2022年1月24日には徳島県知事あて、陳情書を提出その後も、情報公開請求の公開拒否決定について、審査請求を行い既に諮問にかけている案件との関係は密接不可分の係属の状態にあり、1年以上保存する必要がある公文書には当たらないということは全くの詭弁であり、不都合の隠蔽である。このように廃棄の判断を行ったことは不適切であり、誰が指示し行ったのか。また、その処理の年月日、廃棄する理由（規定等の名称と該当条項）の説明を求める。

なお、本件事案は、2021年9月13日の〇〇の通知以降、現在に至るまで、監察評価課あて（時によって局長、担当課長及び担当）に回答の催促をしてきている。

そこでは、「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」の第17条（措置命令）第2項に該当しており命令を出すべきであるにもかかわらず、これを怠っているとして

見解を求め続けているが、これについても回答せず局長以下が逃げ回っているため、公文書の公開請求等の手続きを行っているものであり、その動きを承知していないとは決して言えないはずである。組織内の連携の不十分であったかどうかは審査請求人の関知するところではない。

2 令和5年1月27日付けで提出のあった審査請求書における主張

趣旨及び理由は相関する事項であるので、まとめて記述する。

冒頭に今回の公文書公開変更決定通知（以後「変更通知」という。）は陰湿・姑息かつ時間稼ぎの嫌がらせか。重大な欠陥もなく自らの不始末を変更するだけで、不服があるなら再び審査請求書（以後「請求書」という。）を提出せよと言うことか。

先の請求書の提出から3ヶ月以上経過しても未だに弁明書の提出もない。

審査請求人は請求書に徳島県公文書管理規則（以下「規則」という。）で主張の根拠条項を示し審査請求を行った。本件請求においても、そうしたスタンスで公開を求めてきた。

ここには、監察評価課が審査請求人に対して行った照会文書を意図的に〇〇扱いとして、無理矢理事案の終息を図ろうとした手法と同じ匂いを感じる。監察評価課に対しては、〇〇決定以後条文解釈を含めて説明を求めたが、一切対応することが無かった。そのため、情報公開という手法で対処した。そして、審査請求人の指摘に対応出来なくなれば、新たなこじつけ理由で、事案の引き延ばしを今でも行っている。

今回、変更通知を行うことによって、先の請求書と同じ内容であっても、再度請求書を出さざるを得ない状況にされた。そして、期限内に請求書の提出が無ければ、異議はなかったとして、事案の終結を主張するのであろう。このように、審査請求人に余計な新たな負担を押し付けている。今回の変更通知は、拒否理由で前回よりも表現内容を曖昧にした、無意味な行為である。なお、前回の請求書にあったが、今回は記述していないと主張されるのを避けるため、同じ内容が再掲されていることを了知願いたい。以下にその具体的事実を指摘する。

(1) 審査請求人は、情報公開で、用紙に出力したものしか要求していない。にもかかわらず変更通知の2で勝手に公開を実施する日時及び場所を指定した。

しかも閲覧したいなら1月23日に限定し、出て来いとはどう言うことか。

今まで何ら対応せず放置しておきながら、何故この日にこだわるのか。

(2) 請求人審査の請求する公文書の内容の文末に、（徳島県公文書管理規則を除く）との文言をなぜ付記したのか。情報公開請求書には、そんな記述はしていない。

(3) 変更通知の公開請求を拒否することとした理由中、前回の「同規則第9条公文書の廃棄に基づき、公文書の廃棄を実施し、文書不存在である。」の文言が削除され「廃棄に際しては、決裁不要であるため文書を作成しておらず不存在である」と廃棄の根拠となる適用条項を除くなど、極めて曖昧な表現に後退している。

つまり、審査請求人が先の請求書において同規則第9条及び第10条の規定及び未完結事案であり拒否理由たり得ない事を指摘したため抗弁できず削除し、意味不明の理由（根拠条文も示されていない。ここで争っているのは法的根拠に基づく可否の判断である。）に変更しただけである。今回のこの表現は、不利な状況を隠す

ための恣意的判断にすぎず、特段変更すべき事由は存在しない。

また、審査請求人が求めているのは、行政事務を行うにあたっての根拠法規の適用条項とその解釈であり、条文だけでは法令等が特定できないため、根拠法令としているだけで、目的はあくまでも適用条文である。

よって、今回の変更決定は、ただ弁明出来ないための時間稼ぎでしかない。

そもそも、何ら環境変化等の新たな事事由も発生していないにも関わらず、一度拒否決定した事案の変更決定とはどういうことか。県知事名で公印を押した公文書であるが、必ずしも変更決定とするに足る十分な理由は存在しない。あくまでも要求は根拠となる適用条項であり、弁明書で弁明も可能であったはずである。

また、「廃棄に際しては、決裁不要であるため文書を作成しておらず不存在である。」とあるが、未完結文書を決裁不要とする根拠法規の規定条項は何か説明（公開）を求める。

他の自治体では未完結事案の管理の徹底を規則等に記述しているものの一部を掲載した。徳島県にはこの規定の記述が無い。理由は知らぬが相当の自治体においては、誤った事務処理を防ぐため明文化されている。多くの自治体においても同様の記述があることを考えると、ある時点でこの文言を入れた標準文書管理規定等が存在していた可能性があると考えられる。

一方、担当者及び決裁者は断続的に説明（回答）要求があったこと及び未完結案件であることは当然承知しているはずである。かつ、今回の事件は同時並行して、監察評価課との間で諮問（諮問結果の通知は無い。）に付されている案件であることは、当然に承知しているはずである。その事を考慮もせず、記録も残さず廃棄出来るとした法的根拠は何か。

また、令和4年9月2日に情報公開請求

令和4年9月12日拒否決定

令和4年9月20日及び10月5日（追加申請）に行った審査請求についての先行事案も未だに、弁明書すら提出されていないのは何故か。

また、本件についても

令和4年9月19日に公開請求

令和4年9月30日付け〇〇第15600号で拒否決定があり

令和4年10月5日に審査請求（拒否決定から5日後）を行う

令和5年1月11日付け〇〇第15600号で変更決定

拒否決定及び審査請求から3ヶ月以上の時間が経過しているが、弁明書を提出しない理由は何か。その期限を先延ばしするための方便として、今回変更決定を行ったと考える。そもそも、これらの事務処理の標準処理期間はどの程度か。

ちなみに、横浜市では、審査請求から諮問に至るまでの期間を概ね30日としている。なお、今回の変更決定には欄外に不服申し立ての教示がなされている

ならば、前回提出の審査請求の扱いはどうなるのか。自らの都合で、しかも、審査請求書の内容を確認した上で、弁明でなく変更決定とはいかなることか。これは、前回の公文書公開請求拒否決定通知書の瑕疵部分等の不利な表現を隠すための行為と考える。

本来ならば、令和4年9月12日付け〇〇第15544号の公文書公開請求拒否決定通知を行う時点で公開すべきであったことを失念し、それを訂正したいがためだけの変更決定である。審査請求人には何の落ち度も無いにも関わらず、新たな負担を強いており、全く身勝手であると言わざるを得ない。このことについてどう考えるか。

なお、変更決定で拒否することとした理由についてその他1年以上保存する必要がある文書との理由には全く根拠のない詭弁である。

そのことは、上記1に9条のみならず廃棄の特例を定めた10条及び未決事案であること等を、記述している。

説明要求に対し肝心の点について回答拒否を続け、かつ、最終的には文書では答えることとなっていないと意味不明の説明で逃げることに對して、その根拠を求め続けて来たこと、そして一切対応をすること無く逃げ続けている事案が何故1年未満か、他の自治体においては、管理規定で未完結文書の取扱いについて規定されている。

そこには適正な管理と速やかな事案処理等を目指している。残念ながら徳島県においては、この規定が設けられていない。

それは、未完結文書の勝手な処分は無いだらうとの考えからだと理解したい。

相当の期間、職員として務められているはずの職員等にこのような指摘をせざるを得ないことは大変残念である。そこには、自らの職員としてのプライドと公文書の価値を自ら下げていることに気付くべきである。徳島県職員服務規程の第2条及び徳島県公文書管理規則第3条及び第6条及び別表等の定めについて理解が足りないと考える。

徳島県公文書管理規則の第3条で（公文書の管理の原則）公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない。

2. 公文書は、ていねいに扱うとともに、適切に保存し、常にその所在を明らかにしておかなければならない。としている

3. そして、同規則の第6条（公文書の保存期間）公文書の保存期間は、一略一
その基準は、別表に定めるところによる。とし

2 前項の保存期間は、保存期間が1年以上の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日から、保存期間が1年未満の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日の翌日から起算するものとする。となっている

3. 別表（第6条関係）の二の7で訴訟又は不服申立てに関する公文書（一の項に該当するものを除く。）」とあり保存期間は10年

また、五の5で通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）については1年となっている

なお、これには例外規定があり第10条（公文書の廃棄の特例）において前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、廃棄してはならない。

一 一略一

二 一略一

三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされ

るもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間
四 徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第6条第1項に規定する
公開請求があったもの 同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年
間

となっている。なお、これらの規定は事案の標準処理期間により適正に事務処理が行われていることが前提であって、故意か過失か知らないが、未処理事案の場合には適用されないものと理解する。先にも述べたが、自治体によっては、公文書管理の徹底のため、未完結文書の取扱いを慎重に行う等の規定を設けている。徳島県においてこのような規定が無いからとて、勝手に廃棄することは許されない。

文書決裁者は、何を根拠に今回の変更通知を了としたのか説明を求める。

今回の通知書の四. 公開請求を拒否することとした理由の主張を続けるのであれば、この未完結事案でも保存期間が過ぎれば廃棄出来るとする法的根拠についても説明を求める。なお、通達以下の文書は不可。

また、今回の変更決定通知に併せて「公文書公開決定にかかる公開方法について」と題する事務連絡があった、しかし、内容は完全に「通知」文書と考える。このように重要事項の通知にあっても、組織内の連絡用文書である（事務連絡）を發出している。職員等が、公文書の發出において、どこまで理解しているのか疑問である。事務連絡に関しては、既に令和4年10月25日の審査請求書において申し立てていることと共通で、未だ弁明書の提出がないので、そちらで併せて議論願いたい。

最後に、公務員たるものが行政行為を行う場合は、法令等に準拠し定められた規定に基づいて事務処理を行うもの、一個人の恣意的見解等で事務を行うものではない。そのことは、徳島県職員服務規程第2条にはっきりと定められている。

今回の一連の事案は、出先機関及び監察評価課が「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」第17条第2項の前段さえも認めようとしないことが発端である。その説明責任を果たすよう指導することを監察評価課に要請したがそれを無視し、強引に〇〇による〇〇扱いとし、不服審査要求の出来ない〇〇扱いとしたことも大いに関連している。そして監察評価課も同条例の当該条項に抵触することについて、一切見解を示したことも無い。これが、一連の情報公開を行い、事実を引き出そうとした理由である。大いに反省してもらいたい。

また、各市町村への交付金配分について、黒塗りがあっても全文書かどうかは分からないが公開された。しかし、審査請求人の求める本件の公開請求等の事については単なる条例等の条項（それを特定して質問を行っている。）に適合するかどうかの判断や決裁理由さえ一切明かそうとしないのはどういうことか。

以下は、各県の未完結文書の取扱いを規定した条文の抜粋である。

「行政 未完結文書 未処理文書 廃棄」で検索した結果の一部である。

ほぼ似たような表現であり、時期等は不明であるが、ある時期に記載の動きがあったのではと推測される。

この規定が徳島県にないからとして、勝手に処分できるものではない。

書いている事を忠実にを行うのが公務員。規定されていないことを行った責任は、誰が取るのか（本件は、最終的に公文書公開変更決定通知書という公印の座った公文書

であり、最終権限者まで事案は上がっているはずである。)

岐阜県公文書規程

第4節 未完結文書の取扱い

(文書の整理等)

第32条 事務担当者は、処理中の文書を懸案フォルダーに入れる等の方法により一定の箇所に整理し、文書の所在を明らかにしておかなければならない。

(文書の処理の促進)

第33条 文書取扱責任者は、事務担当者に対する督促その他の方法により文書の処理を促進しなければならない。

2 法務・情報公開課長は、本庁における文書の処理状況を随時調査し、その取扱いが円滑に行われるように指導しなければならない。

石川県文書管理規程

(完結文書と未完結文書の区分)

第40条 文書は、完結文書と未完結文書を明確に区分して整理しなければならない。

(未完結文書の整理)

第41条 未完結文書(電子文書を除く。)は、フォルダー等に収納し、所属長が指定する場所に整理しなければならない。

新潟県行政文書管理規程

(未完結文書の事務室内での保存)

第45条 書面行政文書である未完結文書(処理中又は未着手の文書をいう。以下同じ。)は、懸案フォルダーに入れて整理し、保存しておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面行政文書である未完結文書のうち懸案フォルダーに入れて整理し、保存することが不適当なものについては、所定の場所に収納して整理し、保存することができる。

3 未完結文書は、必要に応じ、未完結の理由、処理の方針、処理経過等を明らかにしておかなければならない。

和歌山県公文書管理規程

(未完結文書の整理等)

第55条 事務担当者は、処理中の文書を一定の箇所に整理して保管し、常に文書の所在を明らかにしておかなければならない

埼玉県文書管理規則

ファイリングシステム実施要綱

第7 未完結文書等の整理

1 完結文書以外の文書等(完結文書のうち第6種に属する補助文書及びその他の文書等を含む。以下「未完結文書」という。)はファイル基準表にのっとりキャビネット

の引き出しに納められた懸案フォルダーに入れて整理しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、回議途中の起案文書又は回覧途中の回覧文書で、懸案フォルダーに入れて整理することが困難なものについては、主務課長が指定するロッカー等に収納し、整理しておかなければならない。

熊本県行政文書管理規程

(未完結文書の調査)

第44条 文書管理者は、必要があると認めるときは、文書取扱主任に、文書管理システム及び受付発送簿により未完結文書を調査させるものとする。この場合において、書取扱主任は、速やかにその結果を未完結文書調査表（別記第17号様式）により文書管理者に報告しなければならない。

- 2 文書管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該業務を担当する課長補佐（課を置く地方出先機関にあっては主管課長、その他の地方出先機関にあっては主務者）に、その処理方針を指示しなければならない。

- 3 副総括文書管理者は、必要があると認めるときは、随時、未完結文書の調査をすることができる。

(未完結文書の整理)

第45条 文書管理者は、未完結文書を常に整理し、主務者が不在の場合でもその経過が分かるようにしておかなければならない。

佐賀県文書管理規程

(未完結文書の整理、保管等)

第39条 未完結文書は、その処理の経過が明らかになるように所定の場所に整理して保管しなければならない。

- 2 文書主任並びに主務係長及び所の主務課長は、随時未完結文書を調査し、その処理状況を把握するとともに、担当者に対して文書の処理の促進について必要な指示をしなければならない。

美馬市文書管理規程

(未完結文書の追求)

第32条 文書取扱主任は、常に未完結文書を追求し、その処理状況を明らかにしておかなければならない。

南砺市文書管理規程

(未完結文書の保管)

第47条 未完結文書は、その処理を終えるまでの間、懸案ボックスに収納し、当該課の事務室の所定の場所で保管を行い、常に文書の所在を明らかにしなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分理由は、おおむね次のとおり

である。

1 公文書の特定について

審査請求人が行った本件請求とは別の公文書公開請求に係る公文書公開請求拒否決定（令和4年9月12日付け〇〇第15544号）において、文書の保存期間が経過しており、文書が不存在であることが示されたことから、審査請求人は、文書が廃棄されていることは不適正であると思料し、

- ・ 廃棄が適切であったことを示す根拠法令（以下「本件書類①」という。）
- ・ 廃棄を行うに当たって適切な措置であったとする意思決定の理由や根拠及び経過並びに決裁者等を示す決裁文書またはメモを含む根拠書面等（以下「本件書類②」という。）

の公開を求めて本件請求を行ったものである。

2 公文書の公開を拒否した理由について

(1) 本件書類①の不存在について

本件書類①は、〇〇第15544号において対象文書となった公文書が廃棄されていたことについて、廃棄が適切であったことを示す根拠法令である。

〇〇第15544号において対象文書となった公文書は、県民から取得した文書を回覧したものである。

当該文書は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第6条第1項別表の一から五のいずれにも該当しないため、六の「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当するとして、廃棄を行っている。

そのため、本件書類①としては、徳島県公文書管理規則を請求対象文書として特定し、条例第12条第1項に基づき公開を行った。

(2) 本件書類②について

本件書類②は、廃棄を行うに当たって適切な措置であったとする意思決定の理由や根拠及び経過並びに決裁者等を示す決裁文書またはメモを含む根拠書面等であるが、上記(1)のとおり、〇〇第15544号において対象文書となった公文書は、1年以上保存する必要がないと認められる文書である。よって廃棄に際しては、文書の作成は要さず、決裁不要であるため、本件書類②に該当する文書を作成しておらず文書不存在である。

3 審査請求人の主張について

(1) 請求対象公文書の保存期限について

2021年7月21日付けの保健所長宛ての文書は陳情であるため、徳島県公文書管理規則第6条第1項別表四の8に該当し、保存期間は3年であると主張し、また、2021年10月27日等のメール文は、照会並びにその件についての回答請求であり、同規則第6条第1項別表五の5（通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。））に該当するため、保存期間は3年であると主張する。

しかし、〇〇保健所長宛てに送付した文書については、実施機関と審査請求人の意思確認であり、事務的な文書であることからメール文と同様に保存期間は1年未満となる。

また、メール文を公文書公開請求されていないため、本件処分に直接関係ない事項ではあるが、メールの保存期間は徳島県公文書管理規則第6条第1項別表一から五のいずれにも該当しないため、六の「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当するため保存期間は1年未満となる。

については、審査請求人は請求対象文書は保存期間が1年以上の公文書であり、徳島県公文書管理規則第6条第2項の規定から保存期間の起算日は翌年度の4月1日からであることから廃棄することはできないと主張するが、請求対象公文書は保存期間が1年未満の公文書であるため、保存期間の起算日は作成又は取得の翌日からとなるため、廃棄したことについて不合理な点はない。

(2) 廃棄の特例等について

審査請求人は、メール文は陳情と密接不可分であるとして、徳島県公文書管理規則第10条第1号、第3号及び第4号に該当するため、陳情に関する事案が終結していないため、文書保存期間が過ぎたとしても廃棄することはできないと主張する。しかし、メール文は監査、検査の対象となる文書ではない。また、令和4年3月23日に廃棄しており、廃棄時点においては、不服申し立ても提起されておらず、また、当該文書についての情報公開請求も行われていない。については、当該文書については、廃棄時点において、同規則第10条第1号、第3号及び第4号に該当していないため、廃棄を行うことに不合理な点はない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分の適否に関するものとは認められないため、審査請求の対象外と判断した。

4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 弁明書は、徳島中央郵便局で3月9日に受付された。そして、普通郵便で3月13日（月曜日）に届いた。公文書管理に関する事務処理等を行っている監察評価課の案件では、弁明書に対する反論書の提出期限は、1ヶ月後とされている。しかし、本件事案の弁明書に関しては、令和5年3月8日に決裁を行い、反論書の提出期限を同月24日としている。しかも、土曜、日曜に普通郵便の配達が無く、遅滞が発生することは分かっていたはずである。これにより、審査請求人の実質活動可能期間は、半月にも足りない形となった。これは安全衛生課の悪意に満ちた嫌がらせと考える。なぜ、徳島県という組織の一部でありながら、部署によって運用が異なるのかについて説明を求める。しかも、審査請求人が審査請求を行ったのは、令和4年10月5日（追加

請求が令和5年1月27日)で、安全衛生課が本弁明書を発行するまでに相当の期間を要しているのは何故か。そして反論はなぜ16日か。

- 2 徳島県文書規程の(文書の廃棄等)第51条で、所長等は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。とあり、未完結文書もこれに該当すると考える。他の自治体の規定を参照されたい。

徳島県の公文書等の管理規定は甘すぎる。規定化されていないから、未完結文書でも廃棄してしまう者が出てくるのである。そして、廃棄等の権限は当該所長等であって、組織外の安全衛生課には無い。

ここまで介入するのは越権行為と考える。

つまり、犬に関係するのは以下の3点だけである。

①狂犬病予防法の施行に関すること。

②動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。

③動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。

であり、本公文書管理等の事務手続きは所属長権限であり、安全衛生課に及ぶものではない。

- 3 保健所とのやり取りは、当初の内容はぐらしの回答に対して、再度文書回答を求めているものである。しかし、2021年10月27日に、説明内容が変化した。「業務内容については、文書回答でなく直接説明をさせていただいております。文書での回答は行っておりませんのでご都合の・・・略」と変更された。

よって、それ以降は、文書回答を行わない根拠を求めてきた。あくまでも、行政手続き、公文書管理等の行政事務的な問題への説明要求で、動物愛護には直接は関係ない。

また、情報公開請求の相手方は保健所長であり、公文書公開請求拒否決定を行ったのは保健所、審査請求書も保健所に送付した。何故、弁明書が安全衛生課となるのか。事務処理の所掌の変更等の通知は、一切受けていない。何を根拠としてこのようなことが出来るのか、説明を求める。

本件請求で問題となっている公文書管理等の事務手続きの最終的責任者は、下記に示すとおり県民局長である。

- 4 反論提出の期限が指定されているので、保健所からの弁明との想定で反論を行っておく。ただし、本弁明書を認めたものではない。また、保健所は弁明を放棄したものとして、処理を続けられたい。

「徳島県文書規程」(文書取扱責任者一略一)第3条

5 総合県民局長の責任者及び担当者は、それぞれ当該総合県民局長が指名する者とする。

6 責任者は、一略一は総合県民局長の命を受けて

○ 一略一は総合県民局長における次に掲げる事務を処理する。

○ 文書の審査に関すること。

○ 文書事務の進行管理及び改善に関すること。

(文書の廃棄等)第51条 所長等は、その保存する文書について保存期間が満了

したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。となっており、保健所に関する業務の責任者は所属長及び責任者である。他の部署の者にはこれら文書管理に関する権限は無い。よって、令和5年3月8日付け安第793号の弁明書は所管外の部署の見解であり、当該保健所の見解ではない。

結論、令和4年9月30日〇〇第15600号の公文書公開請求拒否決定通知及び令和5年1月11日付け〇〇第16320号の公文書公開変更決定通知の弁明書にはなり得ず無効である。即撤回を求める。

- 5 文書回答はしていないという行政事務行為について、その主張の根拠となる規定等の公開を求めているもので、既にこの時点での争点は動物愛護云々とは関係のないものとなっている。

なお、公文書の廃棄を令和4年3月23日に行ったというが、根拠規定の回答を求めるため、2022/03/18メールで回答要求は継続していることを通告、その5日後に廃棄するなど考えられない話である。また3月30日にも通告している。

このような状況においても、あわてて廃棄する理由は何か、説明を求める。

2021/10/25の保健所長あてのメールに対する2021/10/27返信でも「文書回答でなく直接説明したい」と事が継続しているとの認識は、保健所長及び担当にあった。それでも廃棄したのは何故か。自己の都合で公文書を切り捨てるのが同規則第3条第2項の「公文書は、ていねいに取り扱う」に該当している根拠の説明を求める。

- 6 第4の3の(1)について ただの意思確認の事務的文書ではない。職員に文書回答を促すために出したものである。職員がもたもたしているから、所長にはっぱをかけてもらうために出したものである。勝手な判断をしてもらいたくない。この件も、公文書の取扱いの話であり、部外者が言うべき問題ではない。

- 7 第4の3の(2)において〇〇第15544号において対象文書となった公文書は、県民（県民とは誰か弁明書を受けたのは審査請求人である。）からの文書を回覧したものであるとするが、保健所の行政事務手続きに対する質問に一度メールにて回答があったが、質問の肝心な部分に言及しないため、再度回答を求めたものである。

そして、回答の前に説明をさせてもらいたいとして、市職員と一緒に訪ねて来たが、前もって訪問は断っていたため、話を聞くのを拒否し、文書回答を求めた。職員はただ回覧するだけか、その処理の責任者は誰か。担当はそのメールが再回答要求であることは承知している。当然報告等を受けた上司も知っていないといけない話である。上司等は印を押して後は任せきりか。事案がどうなっているか確認もしないのか。

いくら回答要求を行っても「質問に関して、十分なお説明とご理解を頂くため、直接お話 云々」の繰り返しであった。継続して説明要求を繰り返していると、突然（2021/10/27）「業務内容については文書回答でなく直接説明させていただきます。文書での回答は行っておりませんので、ご都合の云々」と表現が変わった。2021年10月27日の文書回答ではじめて、文書回答はしないとの回答であったため、その法的根拠等の説明を求め続けているものである。

この職員の行動も承知していないのか。関心をもっておれば、このような回答は不適切と中止させられたと考える。その後も、一定の期間をおきながら回答を求めたが、

返答がないため本件請求を行ったもので、請求者から発するメール文で回答を要求し続けている。よって、本問題が終結しない限り、法的根拠の説明要求は継続しており、未完結文書であり廃棄はあり得ない。

- 8 第4の3の(3)について メール文の趣旨を全く分かっていない。メールで再三回答要求しているのは、質問に対する審査請求人の求める内容の回答要求であって、催促メールはこの再回答を要求することである。にもかかわらず、着信したメールを回覧しただけでは、何ら要求に応じていないこととなる。通常に要求するとしても、再要求の文言をそのままの表現で繰り返すことなど通常はあり得ない。2回目以降は、あれはどうなっているといった風に尋ねるような形式となるのが通常と考える。着信したメールを回覧するだけに何の意味があるのか。保健所は事務処理の責任者も決めず、そのような行政事務を行っているのか。決裁が必要なのは、再回答の文書である。そのために繰り返して回答要求してきた。そうした意味からしても安全衛生課の主張は成り立たない。このことも保健所の事務処理手続きの話であり、部外者がどうこういう話ではない。

ここに、情報公開制度の重大・重要な問題が存在する。

それは、今回のような不適切な事務処理行為を行っても、「文書不存在」とされると、これ以上の追及のしようがないということである。不適切な行為があったとしても、行政側に有利に作用する。これは、本来の情報公開制度のあり方とは言えない。また、この仕組みを承知の上運用されれば、情報公開制度は完全に崩壊する。

- 9 同規則第6条第1項別表四の8には「請願又は陳情に関する公文書」とあり、請願書又は陳情書とはなっていない。公文書についてはメールやメモ等でも可となり得る。(下記(参考)で確認されたい。)

そして、議会への陳情のように様式等は定められていないはずである。もし、陳情のスタイルとなっていないのであれば、相当期間説明要求を行っている間に指摘できなかったか。審査請求人はメールでの回答要求(陳情)は正当なものと考えてやってきた。後付けの屁理屈は止めてもらいたい。そして、その質問の根底には、職員の行政事務手続きに審査請求人が疑義をもって、別途、監察評価課に文書回答を行うよう指導要請していることは承知のはずである。

審査請求人が求めて来たのは、根拠規定等の公開要求又はその陳情であって、単なる要請ではない。

(参考) 公文書とは、行政文書—行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録を含む。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの(内閣府HPより)となっている。保健所がその業務の一環として取得した審査請求人のメール及び所長あての文書は、取得した時点で公文書である。言い換えれば、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」こと、つまり、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。とされる。つまり、請求者の場合はメール発信を中心に行ってきた。

- 10 安全衛生課は、メール文を公文書公開請求されていない云々と主張するが、メール

文の照会回答要求と公文書情報公開請求との関係は別個のものであって、今回は公文書保存期間そのものが争点である。しかしながら、安全衛生課の言っていることが下記事項⑨のことであれば、保健所の件で同一事業について情報公開を行っている。

保健所とのメール文のやりとり等について

- ① 2021/07/14 犬の放し飼いの件について照会
- ② 2021/07/15 一時回答があった
- ③ 2021/07/15 ①と同文で再照会
- ④ 以後、口頭説明の希望の連絡ばかり
- ⑤ 2021/07/26 監察評価課に相談
- ⑥ 2021/09/13 ○○について

○○内容について調査した結果、職員等による行政事務処理等における不適切な行為は認められなかったと通知があつた

以上のとおり、1次回答はあった、だが何故2次回答を渋り口頭説明か

- ⑦ ⑥で監察評価が不適切なことは無かったと表明しているのに、なぜ堂々と文書回答を行わないのか。何か、監察評価課の○○の判断に表に出せない何かがあるから、審査請求人が指定した項目に答えられないのか説明を求める。
- ⑧ 2021/10/27 何故対応が変わったのか。なぜ、文書での回答は行っておりませんとなったのか。それならば最初からそう回答しなかったのか。以上の経過中の③及び②について説明を求める。
- ⑨ 令和4年2月28日及び令和4年3月1日2件の情報公開請求
廃棄時点（令和4年3月23日）には不服申し立てや情報公開請求も行われていないというが、本件に自体のことにに関して同時並行的に別途、監察評価課に対して令和4年2月28日及び令和4年3月1日に本件の保健所の対応を基礎とした情報公開請求を開始している。それでも廃棄したと言うことは、証拠隠滅の隠蔽行動を行ったと判断する。
- ⑩ 令和4年3月23日 文書廃棄

11 公文書管理における非常に重大な問題について陳述する。

それは、未完結文書の取扱いについてである。

「未完結文書とは、供覧によって完結する文書で供覧が終わらないもの、施行を要する文書で施行が終わらないもの及び施行を要しない文書で決裁が終わらないものをいう。」

つまり、回答再要求に応じない限り、本件は終結しない。一度中途半端な回答をしておいて、核心部分の回答要求に答えられないとは、どういうことか。

何時の時点でこの規定が設けられたかは承知しないが、幾多の自治体でこれに関する条文を設けている。残念ながら徳島県にはこの条項が見られない。しかし、それだからと言って未完結文書を廃棄してよいとはならない。その認識が県職員に無いことは非常に重大な問題であり、「公文書等の管理に関する法律」の目的にも反する不適切行為である。「完結 公文書」等で検索し、実態を確認されたらどうか。

公文書の管理の未完結文書の取扱いの規定を設けている自治体が多数確認できる。

12 最後に、先にも主張したとおり、公文書管理規定等の規定により、弁明の当事者は

保健所で、安全衛生課がでないことを主張するとともに、本弁明書は保健所の権限に介入する越権行為であり直ちに弁明書の撤回を求める。そして、審査請求人に無用の負担を負わせたことをどう考えるか。

受付メールアドレスの変更を行ったのは、文書廃棄と関係しているのか、この変更のタイミングで文書廃棄を行ったのではないのかどうか説明を求める。

また、約1年前に文書は廃棄され、不存在と言うのに何を根拠に部外が作成出来るのか。一被害県民の説明要求に保健所・監察評価課・安全衛生課は、ここまでの小細工と行為を行うのか、ということについて、どう考えるか。2022/03/23に文書は廃棄され、不存在と公開拒否決定通知書には書かれている。なのに、部外者がこのような文書を作成出来るのか説明を求める。本弁明書は、何ら権限を持たない部外者が他の組織のために作成した虚偽公文書を作成行使したこととなるが、その見解や如何に。

以上の理由により、本件にかかる拒否決定の撤回と。当初求めた事項についての説明を求める。要求内容は令和4年9月12日〇〇第15544号に対する反論書に添付している。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年3月27日	諮問
同年 8月25日 第1部会（第3回）	審議
同年 10月26日 第1部会（第5回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 令和5年1月27日付けで提出された審査請求書について

実施機関が行った令和5年1月11日付けの公文書公開変更決定処分は、令和4年9月30日付けの公文書公開拒否決定を審査請求人に有利に変更する処分であり、この処分自体に対する審査請求は、請求の利益を欠き不適法なものであるが、元々の処分に対する審査請求の主張の追加として解釈すべきである。

したがって、令和5年1月27日付けで審査請求人から提出された審査請求書は、同月11日付けの公文書公開変更決定処分により変更された令和4年9月30日付けの公文書公開拒否決定に対する審査請求の主張を追加したものとして取り扱うこととする。

2 本件書類①について

審査請求人が公開を求めている本件書類①については、公文書の廃棄の根拠は徳島県公文書管理規則であり、公文書の廃棄が適切かどうかは、同規則を解釈して個別に判断するしかない。

したがって、本件書類①についての実施機関の説明に不合理な点はない。

3 本件書類②について

審査請求人が公開を求めている本件書類②は、廃棄を行うに当たって適切な措置であったとする意思決定の理由や根拠及び経過並びに決裁者等を示す決裁文書またはメモを含む根拠書面等である。

本件書類②に関して、その廃棄が適切か否か争われている公文書については、実施機関は、公文書管理規則別表の六に掲げる「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当するとして廃棄したと主張している。

徳島県文書規程第51条第1項は、所長等は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならないとしている。これは、徳島県公文書管理規則第8条の規定により保存期間を延長する必要があるか、同規則第9条第1項の規定により文書館に引き渡す手続を取る必要があるか、同規則第10条の保存期間の特例の適用があるかを所長等において確認するものであり、確認の結果、これらの規定の適用がないと認められる場合は、文書館に引き渡すものを除き、その保存する文書を廃棄するものとされており、このほかに廃棄の手続について特に定めはない。

したがって、保存期間1年未満の公文書は、廃棄の際に所長等の意思決定を要するということはできず、本件書類②を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも公文書公開請求の手続では請求できない事項に関する主張や、本件処分とは関係のない主張であるから、当審査会はこれらについて判断する権限を有しておらず、また、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	